

1 改正論議までの経緯

2004年 公益通報者保護法制定

2015年～16年 消費者庁 公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会
ワーキンググループ 報告書

2018年 消費者委員会 公益通報者保護専門調査会 報告書

- 通報を理由とする不利益取扱いに対する行政措置（是正勧告・勧告不服従公表）に関する議論

2019年 EU 公益通報者保護指令

2020年 法改正

- 事業者の通報対応体制整備義務（11条2項）
- 改正附則5条

2024年 消費者庁 公益通報者保護制度検討会 報告書

- 消費者庁としての関心
- 刑事罰の範囲に多くの議論
- 通報対象事実（2条3項）、通報先・通報の保護要件（3条1～3号）は議論の中心でなかった
- 議論開始後に兵庫県の問題

現在 衆議院で附則を修正後、参議院で審議中

2 体制整備義務と関連問題

改正案 11条1項・15条の2第2項・16条1項・21条2項1号・2条3項2号

- 従事者指定義務違反を消費者庁の措置命令・立入検査・刑事罰（間接罰）・通報の対象に

改正案 11条2項 周知措置義務

- 従事者指定義務と区別

11条3項（中小規模事業者の関）に関する議論

改正案 11条の2 通報妨害の禁止

- 国際標準

改正案 11条の3 通報者探索の禁止

- 従事者の守秘義務違反（12条・21条）と区別
- 現在も11条4項に基づく指針に規定
法の文言、趣旨目的、制定経緯、体系に照らした問題

3 通報を理由とする不利益取扱いに対する措置

改正案 3 条 3 項・21 条 1 項・23 条 1 項 1 号

- 通報を理由とする解雇・懲戒に関する証明責任の転換・刑事罰
- 2019 年 EU 指令、2020 年改正による従事者個人の守秘義務違反に対する刑事罰導入
- 配転・嫌がらせを対象に含めることをめぐる議論
- 配転の現実と配転命令権の広さの現実
- 「不当な」または「不利益な」配転を対象とすること、通報窓口と人事権者との間にファイヤーウォールを設定することによる解決可能性

4 通報行為に関する制度

改正案 2 条 1 項 3 号・5 条 フリーランスに保護対象を拡張

- 下請事業者等の保護をめぐる議論

通報のための資料収集・持出し行為の民事免責・刑事免責をめぐる議論

濫用的通報に対する刑事罰導入をめぐる議論（なお、2 条 1 項「不正の目的」）

- EU 指令
- 実態に照らした当罰性・抑止効果の検討の必要性